

令和5年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

令和5年12月20日

午前9時30分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（11名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	5番	伴 吉晴
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	宮崎 和彦
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 欠席議員（1名）

4番 小城 世督

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子 係 長 吉川 也子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副町長	加藤 惠三
教育長	山本 雅章	総務課長	松岡 洋右
政策財政課長	真弓 啓	住民生活部長	栗本 公生
住民生活部次長	北 典子	都市建設部長	上田 俊雄
会計管理者	安藤 晴康	教育次長	本庄 徳光

1, 議事日程

- 日程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日程 3. 総務常任委員長報告について
- 日程 4. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日 程 5. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程1. 発議第6号 「健康保険証」の継続を求める意見書について

追加日程2. 発議第7号 「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

なお、小城議員から、欠席の通告を受けております。

これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告についてを議題とし、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

5番、伴委員長。

○建設水道常任委員長（伴吉晴君） 開会中の12月8日に開催しました建設水道常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、本委員会に付託されました3議案については、すべて、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しましたことを報告します。

まず、議案第38号 平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の締結については、法隆寺北1丁目地内ですすめられる調整池の整備工事について、入札の結果、1億404万3,500円で工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めると説明がありました。委員より、応札業者、貯水容量、底面利用の考え方等について質疑がありました。なお、費用負担について、調整池整備工事は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1であり、底面利用に係る整備費用は全額町負担であるとのことでした。

次に、議案第43号 令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）について、人事院勧告と人事異動等による人件費の補正として、水道事業費用の既決予定額に162万3千円を追加補正すると説明がありました。委員より、人事院勧告による補正額についての質問があり、理事者より答弁されております。

次に、議案第44号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第1号）について、人事院勧告と人事異動等による人件費の補正として、既決予定額から225万4千円を減額補正すると説明がありました。

以上で、委員会付託議案についての審査は終わりました。

次に、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、12月1日に、県により、西和医療センターの移転先の候補地が、斑鳩町のJR法隆寺駅南側地区に決定されたことについて報告がありました。

アクセス性、敷地条件、整備スケジュール、整備費用の4つの観点で採点され、JR法隆寺駅南側地区が最高得点であり、候補地に選定されたとのことでした。

今後、令和13年の開院に向けて、令和6年度の早い段階で基本計画を作成されるとのことでした。また、この土地は、奈良県とのまちづくり連携協定の対象エリアに含まれており、町としても、西和医療センターの移転、再整備にあわせて、県と町の事業に相乗効果を発揮するよう、一体的な整備に向けて検討を進めていきたいとのことでした。委員より、県との協定にかかる整備スケジュールについて、新西和医療センターの候補地は変更があり得るのかについて質疑があり、理事者より答弁されております。

継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について、1点目、議案第40号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について、当委員会所管にかかる事項の報告を受けました。委員より、国の補助金を受けて撤去した農業施設について質疑があり、理事者より答弁されております。

2点目として、町有地（町営住宅正隆寺団地跡地）の売払いについて、令和5年6月30日に町営住宅を廃止し普通財産として管理しており、土地面積は約390平方メートルで、一般競争入札により、土地、建物の売却を進めていくと報告がありました。委員より、既存建物の価値、取り壊しの費用について質疑があり、理事者より答弁されております。

3点目として、斑鳩町歴史的風致維持向上計画（第2期）の策定状況について、第1期計画の計画期間が今年度末で終了することから、現在、第2期計画の策定作業をすすめていると、現時点の計画案にもとづき報告がありました。今後、パブリックコメントを経て、2月中旬頃に国へ申請し、認定された内容で策定する予定とのことでした。

4点目として、斑鳩町公共下水道計画の変更について、いかるがパークウェイに合わせて公共下水道を整備していく必要があるため、令和5年度に都市計画決定の変更を行い、令和13年度までに整備する区域として、下水道事業計画区域の拡大を行うと資料に基づき報告がありました。委員より、計画決定区域について質疑があり、理事者より答弁されております。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、委員より、町内に出没するヌートリアについて。マルシェ・宿泊事業者誘致事業における呉竹荘との連絡について。守谷上池内の仮設道路築造工事にかかる危機管理について質疑があり、理事者より答弁されております。

最後に、継続審査の取り扱いを確認し、建設水道常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理しますので、ご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程２．厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

１番、溝部委員長。

○厚生常任委員長（溝部真紀子君） それでは、開会中の１２月１１日に開催した厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

初めに本委員会に付託されました５議案について、すべて満場一致で原案通り可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

まず、議案第３７号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例については、国の基準の改定に伴い、所要の改正を行うと説明がありました。委員より、第８階層の方の人数について質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、議案第４１号 令和５年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について、人事異動等に伴う人件費所要額の補正と、保険財政安定化支援事業の確定に伴う国民健康保険事業費納付金の増額等に関するもので、歳入歳出それぞれ４２０万４千円を減額し、３０億４，８７０万３千円とするとのことでした。

次に、議案第４２号 令和５年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、人事院勧告及び人事異動等による人件費の補正に伴う費用、介護保険報酬改定等にかかるシステム改修に伴う費用等の予算補正に関するものであり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７３０万６千円を追加し、２８億２，０２８万３千円とするとのことでした。

次に、議案第４５号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、出産予定又は出産した被保険者の産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額が減額される措置が、令和６年１月１日から施行されることから、本条例において所要の改正を行うとのことでした。委員より、その他の保険についても同等の改正が行われるのか質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、議案第４６号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、戸籍法の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍謄本等の交付、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行、戸籍の届書等情報内容証明書の交付及び閲覧が可能となることから、国の

基準の改正の内容に準じて、本条例において所要の改正を行うと説明がありました。委員より、町や住民の費用負担について質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、継続審査、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについては、前回の委員会以降、ご報告することはありませんとのことでした。

次に、各課報告事項について、ひとつ目として、議案第40号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）につきまして、住民生活部が所管する内容について、説明がありました。

二つ目として、国民健康保険税の適正な税率等について、市町村連携会議において、令和6年度からの第2期奈良県国民健康保険運営方針の策定にかかる概要が示され、その主なものについて報告がありました。

三つ目として、西和医療センターの移転・再整備について報告があり、12月1日に、県において西和医療センターの移転先が、当町のJR法隆寺駅南側地区に決定され、公表された内容について報告がありました。委員より、西和医療センターへのアクセス道路の整備、近隣施設との合意について、よい医療センターができるようとりくんでほしいという要望などがあり、理事者より一定の答弁がありました。

また、口頭報告のひとつ目として、国において、所得税などの定額減税の恩恵を受けられない世帯への支援策としての低所得世帯の18歳以下の子どもへの給付金について、制度の詳細が確定したら、できる限り早く支給を行うため、補正予算の専決処分により対応したいと報告がありました。二つ目として、環境対策課から、ごみ収集作業中の事故について報告がありました。議長より、安全確認の方法について質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

以上が当委員会の審査の概要です。詳細につきましては、会議録に整理いたしますのでご覧いただきますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程3. 総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

2番、齋藤委員長。

○総務常任委員長（齋藤文夫君） それでは、開会中の12月13日に開催した総務常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、本委員会に付託されました8議案についてはすべて原案どおり可決すべきものと決しましたことをご報告します。

まず、議案第31号 斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会設置条例についてです。斑鳩町立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置等に係る構想についてを検討し、良い学校教育環境の整備にとりくむため、斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会の設置に関し、必要な事項を定めるものと説明がありました。委員より、委員会の構成等について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてです。令和5年度の人事院勧告に基づき、国の法律が改正されたことから、町長及び副町長の期末手当の支給月数について改定を行うものと説明がありました。委員より、影響額について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。本案については、賛否の討論の後、賛成多数で可決すべきものと決しました。それぞれの反対意見、賛成意見の要旨を報告すべきところですが、本日の本会議で討論の申し出がありますので割愛させていただきます。

次に、議案第33号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてです。議案第32号と同様の趣旨で、教育長の期末手当の支給月数について改定を行うものと説明がありました。委員から、影響額について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。議案第32号と同様の趣旨で、本町の一般職の職員の給与改定を行うものと説明がありました。委員より、職員労働組合との協議について、会計年度任用職員の改定について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、議案第35号 斑鳩町立学校設置条例の一部を改正する条例についてです。レイモンド斑鳩こども園が開園することに伴い、斑鳩町立斑鳩西幼稚園を廃止することから、所要の改正を行うものと説明がありました。委員より、斑鳩西幼稚園からの受け入れ等について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、議案第36号 私立学校法人に対する助成に関する条例を廃止する条例についてです。法隆寺幼稚園が、令和6年4月1日から、認定こども園に移行することにより、町内において助成対象とする私立学校法人がなくなることに伴い、本条例を廃止するものと説明がありました。委員より、法隆寺幼稚園への助成について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、議案第39号 (仮称)斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の変更

についてです。工事車両等の仮設乗り入れ位置の変更に伴う追加工事が必要となったこと等に伴い、当該工事の契約金額及び工期の変更を行うものと説明がありました。委員より、工事変更の理由について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、議案第40号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）についてです。本年の人事院勧告及び人事異動等による人件費の補正などにより、総額5,006万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ116億4,589万9千円とするものと説明がありました。委員より、小・中学校のプールの状況等について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、継続審査、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、ひとつ目、秋季の史跡藤ノ木古墳石室特別公開について、11月25日と26日に開催し、合計350人の方にご来場いただいたこと。二つ目、11月27日、令和5年度 第2回斑鳩町文化財活用センター運営委員会を開催したこと。三つ目、史跡中宮寺跡の活用について、コスモスの開花時期に合わせて、多目的広場の一面を臨時駐車場として開放したこと、町商工会青年部主催の第5回いかるがマルシェが開催され、約8千人が来場されたとのこと。委員より意見等はございませんでした。

次に、各課報告事項について、斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果について、来年度の活動提案事業について募集したところ、3団体から応募があり、すべて内定したと報告がありました。委員より、応募団体の動向について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、口頭報告として、消防関係の年末年始の行事予定について、物価高騰対応にかかる地方創生臨時交付金の追加交付について報告がありました。委員より意見等はございませんでした。

次に、その他についてお聞きしましたところ、委員より生理用品のトイレ設置について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

最後に、継続審査の取り扱いを確認し、総務常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして、表決を行ってまいります。

初めに、議案第31号 斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会設置条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

1番、溝部議員。

○1番(溝部真紀子君) それでは、議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の内容の一部について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

本議案は、国家公務員の給与改定方針等に鑑み、特別職の職員の期末手当の額を引き上げる条例改正です。今回の人事院勧告による引き上げに対し、斑鳩町内の事業者への実態調査もせずに行われる給与、期末手当の引き上げは町民との格差拡大につながることは言うまでもありません。また、現在の住民生活は物価高や燃料費の高騰により大変困窮しています。先頭に立って住民生活を守る町長が、自身のボーナスをこの状況下で引き上げることは、住民の理解は得られるものではないと思います。

賃金の上昇や、可処分所得の向上を目指すのは当然ですが、まずは住民にその恩恵が享受されることを願い、本議案に対し反対いたします。

議員皆様のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長(中川靖広君) 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

8番、井上議員。

○8番(井上卓也君) 議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し上げます。

令和5年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告は、月例給、ボーナスともに、民間給与が国家公務員の給与を上回るとの調査結果を受け、国家公務員の給与、期末手当、勤勉手当等を引き上げることを内容とするものでありました。本条例改正は、この人事

院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この内容に準じ、町長及び副町長の期末手当の支給月数を、0.1月分引き上げるものであります。人事院は、毎年、国家公務員と民間企業従業員の給与について精緻な調査に基づく比較を行い、経済、雇用など社会一般の情勢を反映する民間企業従業員の給与水準と、国家公務員の給与水準を均衡させることを基本とし、政府に対して勧告を行っています。特別職の期末手当の改正については、これまでからも、引き上げ、引き下げともに、国の人事院勧告の内容を尊重されております。

今般の条例改正についても、人事院勧告に準じたものであり、社会経済情勢を踏まえた内容であると考えられます。以上の理由から、私は今回の改正は必要なものであると考えますので、本議案についても賛成させていただきます。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。

よって、議案第32号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第33号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第34号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第35号 斑鳩町立学校設置条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第36号 私立学校法人に対する助成に関する条例を廃止する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第36号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第37号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第37号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第38号 平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の締結についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第39号 (仮称)斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の変更についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第40号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第41号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第42号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第43号 令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中川靖広君）異議なしと認めます。

よって、議案第43号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第44号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第1号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第45号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第46号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号については、満場一致で可決されました。

ここでお諮りします。

皆さまのお手元に配布しております、追加日程1. 発議第6号 「健康保険証」の継続を求める意見書について、追加日程2. 発議第7号 「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 発議第6号と、追加日程2. 発議第7号を日程に追加し、日程

の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程 1. 発議第 6 号 「健康保険証」の継続を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1 2 番、木澤議員。

○ 1 2 番（木澤正男君） それでは、発議第 6 号 「健康保険証」の継続を求める意見書について、提案説明させていただきます。

こちらにつきましては、意見書の朗読をもって提案説明にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第 6 号

「健康保険証」の継続を求める意見書について

標記について、地方自治法第 1 1 2 条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日提出

議 会 議 員

濱 真理子

木 澤 正 男

それでは次のページをお開きください。

意見書を朗読いたします。

「健康保険証」の継続を求める意見書

政府は、2024 年秋には健康保険証を廃止して「マイナ保険証」に一本化しようとしています。しかしマイナンバーカードの取得は任意であり、取得していない住民も多いです。

医療機関等の窓口において、マイナ保険証で患者の保険情報を正しく確認できないトラブルが発生しています。マイナ保険証で確認した情報が他人のものであった事例や投薬歴の誤認など重大な医療事故につながる可能性が指摘されています。

被保険者の資格があるにもかかわらず「無効」や「該当なし」とされ、10割負担を求められた事例や、70歳以上の医療費の負担割合が従来の保険証とオンライン資格確認に相違のある事例が、全国各地で相次いでいます。現在は、資格確認のトラブルに際して医療機関で改めて保険証と照合して対処されていますが、保険証が廃止された場合

はそれができなくなります。

政府は、要介護高齢者や障がい者など手続きに困難を伴うなど、マイナ保険証を持たない保険資格者すべてに、本人の申請なしで資格確認書を送り、有効期限を最長5年に延ばすという新たな方針を出しました。

しかし、資格確認書はマイナ保険証を持たない人が対象で、マイナンバーカードで保険資格が確認できず「無保険」扱いや負担割合の間違いなどのトラブルは解決できません。

また、資格確認書は有効期限ごとに更新が必要で、システムや制度を安全確実なものにすることが求められます。問題が噴出している状態での「マイナ保険証」への一本化は極めて拙速です。誰もが安心して医療を受けることができる社会保障制度を維持するため、2024年秋に予定されている「健康保険証」の廃止を中止もしくは延期し、「健康保険証」の継続を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月20日

奈良県斑鳩町議会

以上でございます。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 次に、発議第6号については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 発議第6号 「健康保険証」の継続を求める意見書について、反対の立場から意見を申し上げます。

政府は12月12日、マイナンバー情報総点検本部を開き、マイナンバーと各種情報のひも付け誤りの点検結果を公表しました。岸田首相は、総点検の完了のめどが立ったとして、現行の健康保険証は来年の秋に原則廃止する方針を表明しています。

マイナンバーカードの保険証は、さまざまなメリットがあります。例えば、窓口で限度額以上の支払いが不要となる。医療費控除の確定申告が簡素化される。就職、転職、引っ越しをした時も、継続して利用できる。本人の同意のもと、過去の診療情報に基づいた診察を受けることができるなどです。

また、政府は、本人から申請なしで、マイナンバーカードの保険証を持たない全ての

方へ、医療機関で提示すれば保険診療を受けられる「資格確認書」を送付することができるとされています。「資格確認書」の有効期間は、5年以内で保険者が設定できます。

このように、健康保険証のマイナンバーカードへの一体化への移行に伴う課題について、政府はさまざまな対策を講じると公表されていることから、今後、国民への十分な説明が行われると考えられますので、この意見書の提出については必要ないと考えます。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） それでは、「健康保険証」の継続を求める意見書への賛成意見を述べさせていただきます。

政府は2023年6月、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決、成立させました。しかし、誤登録や情報漏えい、資格無効と表示される等、マイナンバーカードでの受診によるトラブルが続出し、多くの患者、国民が不安を抱えています。岸田首相はマイナンバーカードのひもづけの誤りに関する点検が完了したとして、マイナンバーカードに一本化することを強行に表明したものです。これは限られた項目だけの点検にすぎません。これとは別に、厚生労働省がマイナンバーカード保険証を点検したところ、住民基本台帳の氏名や住所と一致しないものが約139万件あり、現在これは未完了です。また、健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードを持たない人は、公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度のもとで守られている国民の命と健康がおびやかされます。国民も、患者も、そして医療機関も望んでいないマイナンバーカードの一本化はただちにやめて、現行の健康保険証を残していただきたく、意見書を提案するものでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立少数であります。

よって、発議第6号については、賛成少数で否決されました。

次に、追加日程2. 発議第7号 「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 発議第7号について説明をさせていただきます。

はじめに議案書を朗読いたします。

発議第7号

「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年12月20日提出

議 会 議 員

横 田 敏 文

奥 村 容 子

それでは、意見書案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書

令和5年12月1日、西和医療センターの移転・再整備に関する西和七町の説明会が開かれ、その候補地としてJR法隆寺駅南側地区（斑鳩町）が示されました。

西和医療センターは昭和54年4月の開院以来、40年以上の長きにわたり西和地域の中核病院として、地域住民が最も頼りとする身近な総合病院として、救急医療を含めた地域医療を担い、安心できる医療体制を提供してまいりました。

さて、国では「こども家庭庁」が令和5年4月に発足し、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、こども施策の基本的な方針や重要事項等を定める「こども大綱」が示される予定です。

国の施策の充実等により子育て世帯の増加が期待されますが、この西和地域には、分娩が可能な施設は1診療所と1助産院のみであり、慣れ親しんだ場所や住まいの近くで子どもを産むことができない状況であることから、安全に安心して妊娠・出産と子育てができる医療体制が望まれます。

また、医療DX推進にあたりオンライン資格確認システムのネットワークを拡充することで、医療機関や薬局、介護事業所、自治体、保険者等の間で保健、医療、介護の情報を共有する「全国医療情報プラットフォーム」を国において構築中であり、令和8年度から全国的に運用開始を予定されています。

そこで、地域医療を担う新病院の設置にあたり、広く快適な環境のもと治療を受ける

ことができる環境整備を図ることは勿論のこと、特に下記の機能充実等を図るべく、「新西和医療センター整備基本計画」へ反映されることを強く要望します。

記

1. 分娩を含む周産期医療体制の一体的整備
2. 小児二次救急体制の充実
3. 医療・介護のオンラインによる情報連携をはじめとした地域包括ケアシステムの整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月20日

奈良県斑鳩町議会

以上をもちまして、発議第7号「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書についての説明とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をいただき、原案どおり議決していただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） それでは質疑をさせていただきます。意見書一点目にある、分娩を含む周産期医療体制の一体的整備についてお伺いしたいと思います。

西和医療センターでの産科分娩はいったん休止していたものを、平成27年に再開しましたがけれども、その後、夜間や休日の分娩に十分対応する医師の確保が困難であること、また平成30年に移転開院した総合医療センターでの周産期医療体制が充実したことにより、令和元年8月からは、健診は西和医療センター、分娩は県総合医療センターで行う仕組みになったと認識しています。

両医療センターの連携により、一体的な運営体制がとれているものの、やはり身近な西和医療センターで健診、出産、産後健診など、一貫して受けられる環境整備が望ましいことは言うまでもありません。しかし、分娩休止の令和元年以降、分娩の再開を希望する声があり、県議会でも一般質問等々通じそのような要望がありましたが、医師確保の課題が多く、実現に至らなかったものと考えます。

そのような中、令和4年策定された新西和医療センター整備基本構想では、産科医療については、妊婦健診、産後ケアは西和医療センターで行い、分娩は県総合医療センターで行う一体的な運営体制を維持するとされていますが、このような中、令和6年度に

策定予定の新西和医療センター整備基本計画へ、この1番の内容を反映させていくということの要望に至る経緯についてお伺いできますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 溝部議員の質問にお答えをいたします。

令和4年に奈良県により策定された「新西和医療センター整備基本構想」においては、「3. 新西和医療センターが担う役割」として、「産科診療については妊婦健診、産後ケアは西和医療センターで行い、分娩は県総合医療センターで行う」とされていることは承知をしています。

同時に、この整備基本構想においては、その前段の「2. 西和医療センターに期待する役割」において、「周産期医療は、体制整備に医師確保等の課題が多く、今後の人口減少による医療需要を踏まえると、近畿大学奈良病院、奈良県総合医療センターと連携した体制構築を継続していくことが望ましい」とされています。

残念ながら、令和5年7月に近畿大学奈良病院より、令和6年3月末をもって分娩機能を休止することが公表されました。

このように西和地区における周産期医療体制に変化があったことから、王寺周辺広域市町村圏議長会より、意見書採択についての要請があったものと理解をしています。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。令和6年3月に近大奈良病院の分娩が休止されることが発表され、周辺の医療提供体制に変化が生じたので、改めて西和医療センターでの分娩、周産期医療体制の整備について要望していくという趣旨で理解させていただきました。医療従事者の人材確保という大きな課題はありますけれども、山下知事のもと解決策を見出し、新西和医療センターで分娩を含む周産期医療体制が確立されることを大いに期待するものであります。また、奈良県は関西広域連合への全部加入ということが、12月の奈良県議会においても議決され、今後、他府県との広域医療の連携がすすみ、特に小児を含む救急医療のさらなる充実、強化が期待されるものです。

これらを通じて、西和医療圏、そして奈良県全体の医療体制が一層充実・強化され、住民みなさまの安全な暮らしに資することを望みまして質疑を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって、発議第7号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、発議第7号については、満場一致で可決されました。本意見書は、関係機関に送付します。

次に、日程4. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願ひします。

次に、日程5. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 令和5年第5回町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会設置条例についてなど19議案を提出させていただきましたところ、議員皆様方には、終始熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても、原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

現在、新年度予算の編成作業を進めておりますが、限られた財源の中で創意工夫を凝らし、住民の皆様と心をひとつにして、そして国や県との連携を大切にしながら、未来へ続く斑鳩をつくるため、鋭意とりくんでまいります。

今年も残すところ10日余りとなり、さらにお忙しくなる時期かと存じますが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛のうえ、よき年をお迎えくださいますようお願いを申しあげまして、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって、令和5年第5回斑鳩町議会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

（午前10時24分 閉会）